

ごみ処理手数料が改定されます

～4月1日からごみを持ち込む際などの手数料が変わります～

秩父広域市町村圏組合では、秩父クリーンセンター及び秩父環境衛生センターへごみを持ち込む際の手数料並びに会社・商店・飲食店などで組合へご依頼いただいているごみの収集手数料を、4月1日から下記の手数料へ改定します。

この手数料は、前回の改定から25年が経過していることから、**受益者負担の適正化や周辺自治体の手数料と均衡**を図り、時勢に適した手数料へ改定するものです。

なお、**有料指定ごみ袋の価格（手数料）は変わりません**。引き続きごみの減量化、資源化に皆さまのご協力をお願いします。

◆家庭から出たごみの搬入（家庭系一般廃棄物）

改定前	改定後
100kgまで400円	40kgまで200円
100kgを超えた時は、400円に100kgを超えた10kgごとに40円を加えた額	40kgを超えた時は、200円に40kgを超えた10kgごとに50円を加えた額

※1回あたりの手数料

◆仕事から出たごみの搬入（事業系一般廃棄物）

改定前	改定後
100kgまで800円	40kgまで600円
100kgを超えた時は、800円に100kgを超えた10kgごとに80円を加えた額	40kgを超えた時は、600円に40kgを超えた10kgごとに150円を加えた額

※1回あたりの手数料

◆事業所へのごみの収集（事業系一般廃棄物の特別収集）

改定前	改定後
可燃ごみ、不燃ごみ別に1口月額2,000円	可燃ごみ、不燃ごみ別に1口月額3,000円

※1口とは、可燃ごみ、不燃ごみ別に1回の平均排出量が15袋まで

◆参考 ごみの搬入手数料一覧

持込み重量	家庭から出たごみ	仕事から出たごみ
0～40kg	200円	600円
50kg以内	250円	750円
60kg以内	300円	900円
70kg以内	350円	1,050円
80kg以内	400円	1,200円
90kg以内	450円	1,350円
100kg以内	500円	1,500円

問合せ 秩父広域市町村圏組合 業務課 ☎23・2489
町民課環境衛生担当 ☎66・3111 内線126